

## 議案第12号

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正することについて、次のとおり提案する。

令和6年6月27日提出

東広島市教育委員会  
教育長 市場一也

### 1 提案理由

学びのキャンパス推進事業における行動計画に基づく生涯学習推進体制の強化を図るため、東広島市生涯学習センター、東広島市市民文化センター及び東広島芸術文化ホールの管理運営規則について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

### 2 改正の内容

別紙のとおり

### 3 施行期日

令和7年4月1日

### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年条例第168号）

第21条 この条例に定めるものほか、生涯学習センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成26年条例第5号）

第21条 この条例に定めるものほか、芸術文化ホールの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和6年 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 市場一也

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び  
東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を  
改正する等の規則

(東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年東広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東広島市文化・学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則

第1条中「東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例」を「東広島市文化・学習センターの設置及び管理に関する条例」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

条例第8条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、所定の様式による申請書を教育委員会（文化・学習センター（条例第3条に規定する文化・学習センターをいう。以下同じ。）の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者。第3項、次条並びに第5条第1項第2号及び第2項において同じ。）に提出しなければならない。

第2条中第3項を第4項とし、同条第2項中「及び」を「、」に改め、「第5条第1項」の右に「及び第6条」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の

次に次の1項を加える。

- 2 東広島市文化・学習センター使用許可申請書の受付期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、市の機関が施設等（条例第3条第4号に規定する施設等をいう。以下同じ。）を使用しようとする場合その他教育委員会において特別の事情があると認める場合は、当該期間以外の期間に当該申請書を提出することができる。
- (1) 東広島市市民文化センターのホール及びホールとともに使用する施設、東広島市黒瀬生涯学習センターのせせらぎホール及びせせらぎホールとともに使用する施設並びに東広島市豊栄生涯学習センターのホール及びホールとともに使用する施設 利用しようとする日（引き続き2日以上利用しようとする場合は、その初日をいう。以下同じ。）の12か月前の日の属する月の初日から7日前まで
- (2) 東広島市黒瀬生涯学習センターのイベントホール及びイベントホールとともに使用する施設並びに東広島市安芸津生涯学習センターのホール及びホールとともに使用する施設（サロンホール（不特定多数の者を対象とした芸術及び文化の振興に寄与する催しを行う施設をいう。）として利用する場合に限る。） 利用しようとする日の6か月前の日の属する月の初日から7日前まで
- (3) 前2号に掲げる施設以外の施設 利用しようとする日の3か月前の日の属する月の初日から7日前まで

第3条及び第4条中「生涯学習センター」を「文化・学習センター」に改める。

第5条第1項第2号中「大ホール等」を「第2条第2項第1号及び第2号に掲げる施設」に改める。

第6条及び第7条中「生涯学習センター」を「文化・学習センター」に改める。

別表東広島市中央生涯学習センターの部を次のように改める。

東広島市市民文化センター	ホール	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号) 第2条第2項に規定す	7日間
--------------	-----	----------------------------------------------	-----

	る実演芸術（以下この表において「実演芸術」という。）の公演の用に供する場合	
	上記以外の場合	5日間
展示コーナー		14日間
研修室、日本間及び楽屋	ホールとともに使用する場合（実演芸術の公演の用に供する場合に限る。）	7日間
	上記以外の場合	5日間

（東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年東広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号及び第2号中「日に」を「日の」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3）前2号に掲げる施設以外の施設 利用しようとする日の3か月前の日の属する月の初日から7日前まで

第8条第1項第2号中「大ホール用楽屋等、録音スタジオ等及び」を「楽屋1—1、楽屋1—2、楽屋1—3、楽屋1—4、楽屋2—1、楽屋2—2、楽屋2—3、楽屋2—4、アーティストラウンジ、大ホール主催者事務室及び舞台技術者スタッフ室（第5号及び別表において「大ホール用楽屋等」という。）、録音スタジオ、練習室・稽古場1、練習室・稽古場2及び練習室・稽古場（小）（次号及び第5号並びに別表において「録音スタジオ等」という。）、調理実習室、工作室、文化講座会議室、活動室、会議室1、会議室2、会議室3、会議室4、研修室1、研修室2、研修室3、研修室4、研修室5、研修室6、研修室7、多目的室1、多目的室2、多目的室3、和室1及び和室2（次号及び第5号並びに別表において「会議室・研修室等」という。）並びに」に改め、同項第3号中「小ホール用楽屋等」を「楽屋A、楽屋B、楽屋C、楽屋D、楽屋E及び小ホール主催者事務室（第5号及び別表において「小ホール用楽屋等」という。）」に、「及び」を「、会議室・研修室等並びに」に改め、同項第5号中「録音スタジオ等」の右に「、会議室・研修室等」を加える。

別表に次のように加える。

会議室・研修室等	大ホール又は小ホールとともに利 用する場合	7日間
	上記以外の場合	5日間

(東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

第3条 東広島市市民文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成4年東広島市教育委員会規則第7号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第9号）新旧対照表

新	旧
<p><b>東広島市文化・学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則</b> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>東広島市文化・学習センターの設置及び管理に関する条例</u>（昭和49年東広島市条例第168号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（使用許可の申請）</p> <p>第2条 <u>条例第8条第1項の許可</u>（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、所定の様式による申請書を教育委員会（文化・学習センター（条例第3条に規定する文化・学習センターをいう。以下同じ。）の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者。第3項、次条並びに第5条第1項第2号及び第2項において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 東広島市文化・学習センター使用許可申請書の受付期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、市の機関が施設等（条例第3条第4号に規定する施設等をいう。以下同じ。）を使用しようとする場合その他教育委員会において特別の事情があると認める場合は、当該期間以外の期間に当該申請書を提出することができる。</p> <p>(1) 東広島市市民文化センターのホール及びホールとともに使用する施設、東広島市黒瀬生涯学習センターのせせらぎホール及びせせらぎホールとともに使用する施設並びに東広島市豊栄生涯学習センターのホール及びホールとともに使用する施設 利用しようとする日（引き続き2日以上利用しようとする場合は、その初日をいう。以下同じ。）の12か月前の日の属する月の初日から7日前まで</p>	<p><b>東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則</b> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例</u>（昭和49年東広島市条例第168号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（使用許可の申請）</p> <p>第2条 <u>条例第8条第1項の許可</u>（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、使用しようとする日の3か月前（東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成26年東広島市条例第5号。別表において「芸術文化ホール条例」という。）に規定する大ホール又は小ホールとともに使用する東広島市中央生涯学習センターの施設、東広島市黒瀬生涯学習センターのせせらぎホール及びせせらぎホールとともに使用する施設並びに東広島市豊栄生涯学習センターのホール及びホールとともに使用する施設（第5条第1項第2号において「大ホール等」という。）にあっては、12か月前）の日から7日前までの間に、所定の様式による申請書を教育委員会（生涯学習センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者。以下この条、次条並びに第5条第1項第2号及び第2項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、市の機関が施設等を使用しようとする場合その他教育委員会において特別の事情があると認める場合は、当該期間以外の期間に当該申請書を提出することができる。</p>

新	旧
<p>(2) 東広島市黒瀬生涯学習センターのイベントホール及びイベントホールとともに使用する施設並びに東広島市安芸津生涯学習センターのホール及びホールとともに使用する施設（サロンホール（不特定多数の者を対象とした芸術及び文化の振興に寄与する催しを行う施設をいう。）として利用する場合に限る。） 利用しようとする日の6か月前の日の属する月の初日から7日前まで</p> <p>(3) 前2号に掲げる施設以外の施設 利用しようとする日の3か月前の日の属する月の初日から7日前まで</p> <p>3 教育委員会は、使用許可をしたときは、当該使用許可を受けた者（次項、第5条第1項及び第6条において「使用者」という。）に対し、所定の様式による許可書を交付するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(使用期間)</p> <p>第3条 一の使用許可に係る<u>文化・学習センター</u>の施設の使用期間は、別表の区分の欄及び施設の名称の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の使用期間の欄に定める期間を超えない範囲内とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の減免申請)</p> <p>第4条 条例第11条の規定により使用料（<u>文化・学習センター</u>）の管理を指定管理者に行わせる場合は利用料金。以下同じ。）の減免を受けようとする者は、第2条第1項の申請書を提出する際に、所定の様式による申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第5条 条例第13条ただし書の教育委員会規則で定める特別の理由は、次の各号に掲げる理由とし、同条ただし書の規定により還付する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 使用者が、使用許可を受けて施設等を使用日の7日前（<u>第2条第2項第1号及び第2号に掲げる施設</u>にあっては、30日前）までに当該使用許可の取消しについて申請した場合において、教育委員会がこれを承認したこと。 当該使用料の半額に相当する額</p>	<p>2 教育委員会は、使用許可をしたときは、当該使用許可を受けた者（次項及び第5条第1項_____において「使用者」という。）に対し、所定の様式による許可書を交付するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用期間)</p> <p>第3条 一の使用許可に係る<u>生涯学習センター</u>の施設の使用期間は、別表の区分の欄及び施設の名称の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の使用期間の欄に定める期間を超えない範囲内とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の減免申請)</p> <p>第4条 条例第11条の規定により使用料（<u>生涯学習センター</u>）の管理を指定管理者に行わせる場合は利用料金。以下同じ。）の減免を受けようとする者は、第2条第1項の申請書を提出する際に、所定の様式による申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第5条 条例第13条ただし書の教育委員会規則で定める特別の理由は、次の各号に掲げる理由とし、同条ただし書の規定により還付する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 使用者が、使用許可を受けて施設等を使用日の7日前（<u>大ホール等</u>にあっては、30日前）までに当該使用許可の取消しについて申請した場合において、教育委員会がこれを承認したこと。 当該使用料の半額に相当する額</p>

新				旧			
2 (略) (立入検査)				2 (略) (立入検査)			
第6条 教育委員会（ <u>文化・学習センター</u> ）の管理を指定管理者に行わせる場合は、教育委員会及び指定管理者。）は、 <u>文化・学習センター</u> の管理運営上必要があると認めるときは、使用中の施設等に立ち入ることができる。この場合、使用者はこれを拒否することはできない。 (教育長への委任)				第6条 教育委員会（ <u>生涯学習センター</u> ）の管理を指定管理者に行わせる場合は、教育委員会及び指定管理者。）は、 <u>生涯学習センター</u> の管理運営上必要があると認めるときは、使用中の施設等に立ち入ることができる。この場合、使用者はこれを拒否することはできない。 (教育長への委任)			
第7条 この規則に定めるもののほか、 <u>文化・学習センター</u> の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。				第7条 この規則に定めるもののほか、 <u>生涯学習センター</u> の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
区分	施設の名称	用途	使用期間	区分	施設の名称	用途	使用期間
東広島市市民文化センター	ホール	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術（以下この表において「実演芸術」という。）の公演の用に供する場合	7日間	東広島市中央生涯学習センター	調理実習室、工作室、文化講座会議室、研修室、会議室、活動室、多目的室及び和室	芸術文化ホール条例に規定する大ホール又は小ホールとともに使用する場合	7日間
		上記以外の場合	5日間		せせらぎホール、イベントホール、リハーサル室及びせせらぎホールホワイエ	上記以外の場合	5日間
		展示コーナー	14日間	東広島市黒瀬生涯学習センター	楽屋、会議室、和室及び調理実習室	せせらぎホールとともに使用する場合	7日間
		研修室、日本間及び楽屋	7日間		上記以外の場合	上記以外の場合	5日間
東広島市黒瀬生涯学習センター	せせらぎホール、イベントホール、リハーサル室及びせせらぎホールホワイエ	上記以外の場合	5日間	東広島市豊栄生涯学習センター	ホール及び教養室	7日間	7日間
		7日間	7日間		会議室、児童室、大研修室及び調理室	ホールとともに使用する場合	7日間
		上記以外の場合	7日間		上記以外の場合	上記以外の場合	5日間
		7日間	7日間	東広島市安芸津生涯学習センター	調理実習室、和室、研修室、ホール及び多目的室	7日間	5日間

新				旧
	楽屋、会議室、和室及び調理実習室	せせらぎホールとともに使用する場合	7日間	
		上記以外の場合	5日間	
東広島市豊栄生涯学習センター	ホール及び教養室 会議室、児童室、大研修室及び調理室	ホールとともに使用する場合	7日間	
		上記以外の場合	5日間	
			5日間	
東広島市安芸津生涯学習センター	調理実習室、和室、研修室、ホール及び多目的室		5日間	

東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年教育委員会規則第3号）新旧対照表

新	旧
(利用の許可の申請)	(利用の許可の申請)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 東広島芸術文化ホール利用許可申請書の受付期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、教育長が別に定める事業を行うために利用しようとする場合は、当該期間以外の期間に当該申請書を提出することができる。	2 東広島芸術文化ホール利用許可申請書の受付期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、教育長が別に定める事業を行うために利用しようとする場合は、当該期間以外の期間に当該申請書を提出することができる。
(1) 大ホール、小ホール及び市民ギャラリー 利用しようとする日（引き続き2日以上利用しようとする場合は、その初日をいう。以下同じ。）の12か月前の <u>日の</u> 属する月の初日から7日前まで	(1) 大ホール、小ホール及び市民ギャラリー 利用しようとする日（引き続き2日以上利用しようとする場合は、その初日をいう。以下同じ。）の12か月前の <u>日に</u> 属する月の初日から7日前まで
(2) 練習室・稽古場兼大会議室（サロンホール（不特定多数の者を対象とした芸術文化振興に寄与する催しを行う施設をいう。以下同じ。）として利用する場合） 利用しようとする日の6か月前の <u>日の</u> 属する月の初日から7日前まで	(2) 練習室・稽古場兼大会議室（サロンホール（不特定多数の者を対象とした芸術文化振興に寄与する催しを行う施設をいう。以下同じ。）として利用する場合） 利用しようとする日の6か月前の <u>日に</u> 属する月の初日から7日前まで
(3) <u>前2号に掲げる施設以外の施設 利用しようとする日の3か月前の日の属する月の初日から7日前まで</u>	(3) <u>楽屋1—1、楽屋1—2、楽屋1—3、楽屋1—4、楽屋2—1、楽屋2—2、楽屋2—3、楽屋2—4、アーティストラウンジ、大ホール主催者事務室及び舞台技術者スタッフ室（以下「大ホール用楽屋等」という。）、楽屋A、楽屋B、楽屋C、楽屋D、楽屋E及び小ホール主催者事務室（以下「小ホール用楽屋等」という。）、録音スタジオ、練習室・稽古場1、練習室・稽古場2及び練習室・稽古場（小）（以下「録音スタジオ等」という。）、練習室・稽古場兼大会議室（サロンホールとして利用する場合を除く。）並びにこもれび広場利用しようとする日の3か月前の日に属する月の初日から7日前まで</u>
3 (略) (利用料金の還付の申請)	3 (略) (利用料金の還付の申請)
第8条 条例第13条第2号の特別の理由は、次の各号に掲げる理由とし、同条ただし書の規定により還付する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。	第8条 条例第13条第2号の特別の理由は、次の各号に掲げる理由とし、同条ただし書の規定により還付する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 大ホール並びに大ホールの利用に付随して利用する <u>楽屋1—1、楽屋1—2、楽屋1—3、楽屋1—4、楽屋2—1、楽屋2—2、楽屋2—3、楽屋2—4、アーティストラウンジ、大ホール主催者事務室及び舞台技術者スタッフ室（第5号及び別表において「大ホール用楽屋等」という。）、録音スタジオ、</u>	(2) 大ホール並びに大ホールの利用に付随して利用する <u>大ホール用楽屋等、録音スタジオ等及び</u>

新	旧																																		
<p><u>練習室・稽古場 1、練習室・稽古場 2 及び練習室・稽古場（小）（次号及び第 5 号並びに別表において「録音スタジオ等」という。）、調理実習室、工作室、文化講座会議室、活動室、会議室 1、会議室 2、会議室 3、会議室 4、研修室 1、研修室 2、研修室 3、研修室 4、研修室 5、研修室 6、研修室 7、多目的室 1、多目的室 2、多目的室 3、和室 1 及び和室 2（次号及び第 5 号並びに別表において「会議室・研修室等」という。）並びに練習室・稽古場兼大会議室の施設利用者が利用予定日の 30 日前に当たる日までに利用許可の取消しを申し出た場合において、当該取消しの理由を指定管理者が相当と認めたとき。</u>  <u>当該利用料金の半額に相当する額</u></p> <p>(3) 小ホール並びに小ホールの利用に付随して利用する<u>楽屋A、楽屋B、楽屋C、樂屋D、樂屋E及び小ホール主催者事務室（第 5 号及び別表において「小ホール用楽屋等」という。）、録音スタジオ等、会議室・研修室等並びに練習室・稽古場兼大会議室の施設利用者が利用予定日の 30 日前に当たる日までに利用許可の取消しを申し出た場合において、当該取消しの理由を指定管理者が相当と認めたとき。</u> 当該利用料金の半額に相当する額</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 大ホール用楽屋等、小ホール用楽屋等、録音スタジオ等、<u>会議室・研修室等</u>  <u>又は練習室・稽古場兼大会議室（サロンホールとして利用する場合を除く。）の施設利用者が利用予定日の 7 日前に当たる日までに利用許可の取消しを申し出た場合において、当該取消しの理由を指定管理者が相当と認めたとき。</u>  <u>当該利用料金の半額に相当する額</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第 6 条関係）</p>	<p><u>練習室・稽古場兼大会議室の施設利用者が利用予定日の 30 日前に当たる日までに利用許可の取消しを申し出た場合において、当該取消しの理由を指定管理者が相当と認めたとき。</u> 当該利用料金の半額に相当する額</p> <p>(3) 小ホール並びに小ホールの利用に付隨して利用する<u>小ホール用楽屋等</u>  <u>、録音スタジオ等及び</u>  <u>練習室・稽古場兼大会議室の施設利用者が利用予定日の 30 日前に当たる日までに利用許可の取消しを申し出た場合において、当該取消しの理由を指定管理者が相当と認めたとき。</u> 当該利用料金の半額に相当する額</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 大ホール用楽屋等、小ホール用楽屋等、録音スタジオ等  <u>又は練習室・稽古場兼大会議室（サロンホールとして利用する場合を除く。）の施設利用者が利用予定日の 7 日前に当たる日までに利用許可の取消しを申し出た場合において、当該取消しの理由を指定管理者が相当と認めたとき。</u>  <u>当該利用料金の半額に相当する額</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第 6 条関係）</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>用途</th> <th>利用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>全て</td> <td>7 日間</td> </tr> <tr> <td>小ホール</td> <td>全て</td> <td>7 日間</td> </tr> <tr> <td>こもれび広場</td> <td>全て</td> <td>7 日間</td> </tr> <tr> <td>練習室・稽古場兼大会議室</td> <td>大ホール又は小ホールとともに利用する場合</td> <td rowspan="2">7 日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サロンホールとして利用する場合</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	用途	利用期間	大ホール	全て	7 日間	小ホール	全て	7 日間	こもれび広場	全て	7 日間	練習室・稽古場兼大会議室	大ホール又は小ホールとともに利用する場合	7 日間		サロンホールとして利用する場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>用途</th> <th>利用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>全て</td> <td>7 日間</td> </tr> <tr> <td>小ホール</td> <td>全て</td> <td>7 日間</td> </tr> <tr> <td>こもれび広場</td> <td>全て</td> <td>7 日間</td> </tr> <tr> <td>練習室・稽古場兼大会議室</td> <td>大ホール又は小ホールとともに利用する場合</td> <td rowspan="2">7 日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サロンホールとして利用する場合</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	用途	利用期間	大ホール	全て	7 日間	小ホール	全て	7 日間	こもれび広場	全て	7 日間	練習室・稽古場兼大会議室	大ホール又は小ホールとともに利用する場合	7 日間		サロンホールとして利用する場合
施設の名称	用途	利用期間																																	
大ホール	全て	7 日間																																	
小ホール	全て	7 日間																																	
こもれび広場	全て	7 日間																																	
練習室・稽古場兼大会議室	大ホール又は小ホールとともに利用する場合	7 日間																																	
	サロンホールとして利用する場合																																		
施設の名称	用途	利用期間																																	
大ホール	全て	7 日間																																	
小ホール	全て	7 日間																																	
こもれび広場	全て	7 日間																																	
練習室・稽古場兼大会議室	大ホール又は小ホールとともに利用する場合	7 日間																																	
	サロンホールとして利用する場合																																		

新			旧		
	上記以外の場合	5日間		上記以外の場合	5日間
大ホール用楽屋等	大ホール又は小ホールとともに利用する場合	7日間	大ホール用楽屋等	大ホール又は小ホールとともに利用する場合	7日間
	上記以外の場合	5日間		上記以外の場合	5日間
小ホール用楽屋等	大ホール又は小ホールとともに利用する場合	7日間	小ホール用楽屋等	大ホール又は小ホールとともに利用する場合	7日間
	上記以外の場合	5日間		上記以外の場合	5日間
録音スタジオ等	大ホール又は小ホールとともに利用する場合	7日間	録音スタジオ等	大ホール又は小ホールとともに利用する場合	7日間
	上記以外の場合	5日間		上記以外の場合	5日間
市民ギャラリー	全て	14日間	市民ギャラリー	全て	14日間
会議室・研修室等	大ホール又は小ホールとともに利用する場合	7日間			
	上記以外の場合	5日間			

## 参考資料

令和6年6月27日  
(生涯学習部)

### 東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び 東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正の概要

#### 1 改正の理由

「学びのキャンパス推進事業における行動計画」(令和5年3月)に基づき、生涯学習推進体制の強化を図ることを目的として、「東広島市市民文化センター」及び「東広島市黒瀬生涯学習センター」、「東広島市豊栄生涯学習センター」、「東広島市安芸津生涯学習センター」を社会教育を推進し、北部・中部・南部の生涯学習に関する活動を総合的に支援する施設として、「東広島芸術文化ホール」を芸術及び文化活動の推進を担う施設として位置付ける。

これに伴い、各施設の設置目的に沿った施設の管理運営等を行うため、令和6年第2回定例会において議案として、当該施設の設置及び管理に関する条例を改正し、関係規則の所定の整備を行う。

#### 2 改正の内容

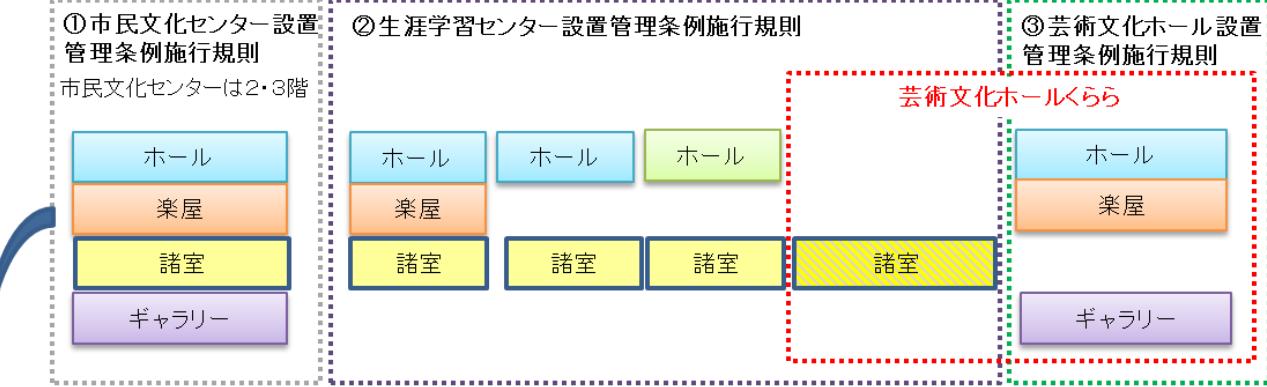
- (1) 「東広島市生涯学習センター」と「東広島市市民文化センター」を統合し、「東広島市文化・学習センター」とする。
- (2) 「東広島市中央生涯学習センター」を廃止するとともに、「東広島芸術文化ホール」の一部として統合する。
- (3) 東広島市市民文化センターの設置及び管理条例施行規則を廃止する。

#### 3 施行期日

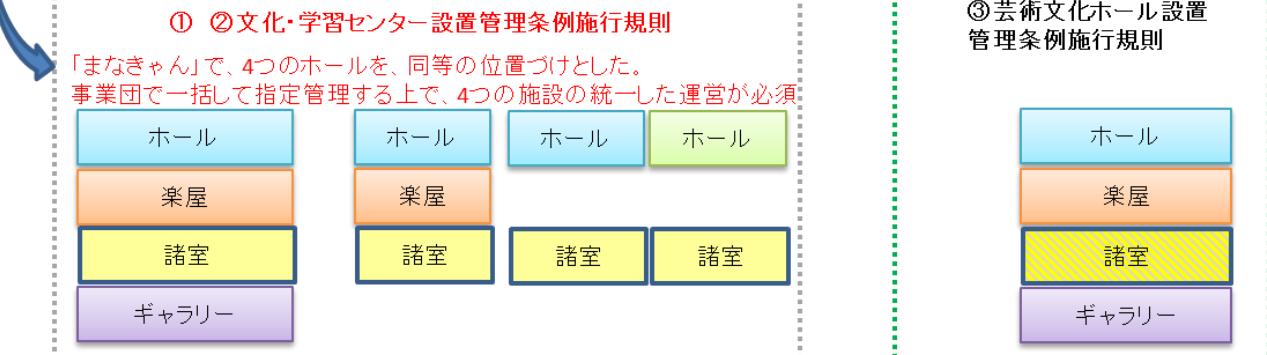
令和7年4月1日

#### 4 規則に関する施設と例規の関係図

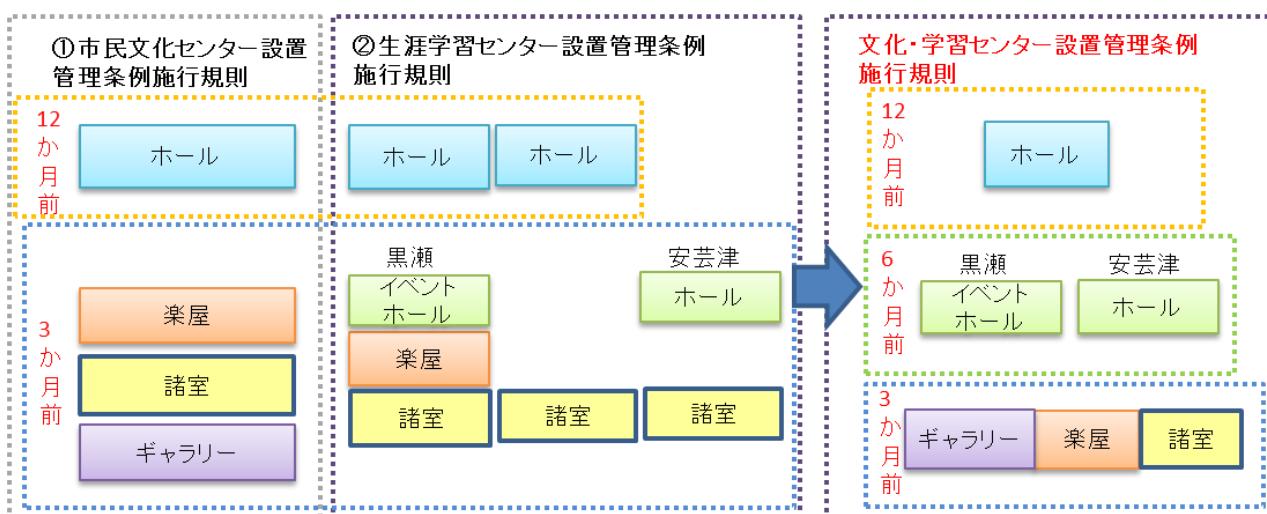
##### (1) 現在の規則の構成



##### (2) 改正(案)の規則の構成



##### (3) 文化・学習センター申請受付日の改正内容



※緑色の黒瀬生涯学習センターイベントホール及び安芸津生涯学習センターの劇場型ホールの申請受付日を3か月前から6か月前に改正する。

※上段、青色の劇場型ホール及び下段、オレンジ色の楽屋、黄色の諸室、紫色のギャラリーの申請受付日は、現行どおりとする。